

[事案 21-1] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 4 月 2 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 16 日 和解成立

< 事案の概要 >

短期間に多数の保険に加入したが、営業担当者に騙されて契約したものであり、全ての契約を取消し保険料全額の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 17 年 9 月、営業担当者に医療保険について相談したところ、「ファッションランナーの資格を持っているので資産について見てあげる…」と言われ、資産の全部、家庭の状況について全てを話し相談に乗ってもらった。

担当者から「保険という名の貯金をしませんか…」と勧められ、銀行と同じ貯金だと思い、同年 11 月～12 月にかけて下記の 7 つの保険を契約した。昨年(20 年)の金融危機の際、相談したところ、貯金ではなく保険に入っていたことが分かった。

銀行預金と同様の商品と誤信して契約したものであり、全ての契約を取り消し、保険料全額を返還して欲しい。

< 申立契約一覧 >

契約①

契約年月 平成 17 年 11 月
保険種類 終身保険
契約者 申立人の長男
被保険者 申立人
保険料払込 一時払

契約②

契約年月 平成 17 年 11 月
保険種類 終身保険
契約者 申立人の長女
被保険者 申立人
保険料払込 一時払

契約③

契約年月 平成 17 年 11 月
保険種類 米国ドル建特殊養老保険
契約者 申立人
被保険者 申立人
保険料払込 年払

契約④

契約年月 平成 17 年 12 月
保険種類 積立利率変動特殊養老保険
契約者 申立人
被保険者 〃
保険料払込 年払

契約⑤

契約年月 平成 17 年 11 月
保険種類 医療保険
契約者 申立人
被保険者 〃
保険料払込 年払

契約⑥

契約年月 平成 17 年 11 月
保険種類 終身保険
契約者 申立人
被保険者 〃
保険料払込 一時払

契約⑦

契約年月 平成 17 年 12 月
保険種類 年金支払型特殊養老保険
契約者 申立人
被保険者 〃
保険料払込 年払

< 保険会社の主張 >

本件契約はいずれも適正な手続きを経て現在まで有効に継続し、保険料の返還請求に応じる理由がないので、申立人の請求には応じることは出来ない。

- (1) 担当者が貯金と偽って加入させた事実がない。
- (2) 保険設計書の提示と説明、申込書への署名、約款の説明・交付、重要事項の説明と完了確認書の署名、保険証券の交付等適切な手続きを経て契約をしている。
- (3) 契約者が、当時契約内容が銀行預金ではなく、保険であると理解するのに十分な情報提供がなされていることから、契約者の理解が不十分であったと考えること、あるいは契約

者に誤認があったと考えることは困難である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、営業担当者からの事情聴取の内容にもとづいて審理した結果、申立人の錯誤または営業担当者による詐欺の事実は認められないが、ファイナンシャルプランナーの資格を有する営業担当者が、申立人の収入等についての的確な聴取を行ったのか疑問も残る等の事情を踏まえ、保険会社に対し、和解を促したところ、保険会社より和解案の提示があった。

審査会において検討した結果、同和解案は妥当なものであると考え、生命保険相談所規程第41条第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。